

930946

基監発第 1217001 号

平成 20 年 12 月 17 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

(契 印 省 略)

大量整理解雇事案に対する情報収集等について

標記については、平成 20 年 12 月 9 日付け地発第 1209001 号・基発第 1209001 号「経済情勢の悪化を踏まえた適切な行政運営について」及び平成 20 年 12 月 9 日付け地発第 1209002 号・基監発第 1209001 号「経済情勢の悪化を踏まえた適切な行政運営に当たって留意すべき事項について」(以下「連名課長内かん」という。)により指示されたところであるが、その具体的な対応等に当たっては、下記に示すところにより、適切に実施されたい。

記

1 大量整理解雇事案等への対応

(1) 具体的な対応

連名課長内かんにおいて、大量整理解雇事案等についての対応を指示したところであるが、その具体的な実施については、次によること。

① 大きく報道されるなど社会的に注目される事案

原則として、労働基準部監督課において、職業安定部と連携の上、労働局に設置されている雇用対策本部において、企業の責任者に来庁を求め、事情聴取を行った上で、連名課長内かん記の 4 の (1) のイにおいて指示しているところにより、必要な指導等を行うこと。その際、事案の内容等に応じ、労働局長又は労働基準部長から直接指導を行うことも検討すること。

また、この場合、整理解雇に関しては、人員削減の必要性、解雇回避措置、対象者の選定基準、労働組合との協議・労働者への説明の状況等についてそれぞれ措置が講じられているか確認を行うこと。その際、併せて、引き続き解雇以外の方法がないか、さらに慎重な検討が望まれることについて説明すること。有期労働契約における契約期間中の解雇についても、人員削減の必要性、解雇回避措置、対象者の選定基準、労働組合との協議・労働者への説明の状況等について確認を行うこと。その上で、労働契約法第 17 条第 1 項において、やむを得ない事由がある場合でなけ

ればできない旨規定されており、こうした措置について有期労働契約についても慎重に検討することが望まれる旨の説明を行うこと。

なお、大企業に係る事案であって複数局に関係すると考えられるもの、又は工場等に対して事情聴取等を行った結果として他局管内の本社への対応が必要であると考えられる事案については、本省監督課において必要な調整を行うので、当課監督係に連絡すること。

② 公共職業安定所に大量雇用変動届及び再就職援助計画が提出された事案（上記①の事案を除く。）

平成 20 年 12 月 9 日付け職発第 1209001 号「非正規労働者、高年齢者、障害者、外国人労働者等の離職に係る支援等について」の記の 2 の (1) のイにおいて、当該事案については、労働基準行政において適時に監督指導が行われるよう、速やかな情報提供が行われるものとされているので、職業安定行政と連携をとり、その具体的な方法等を定めるものとする。

所轄労働基準監督署においては、当該事案に係る情報提供が行われた場合には、連名課長内かん記の 4 の (2) において指示したとおり、原則として、平成 15 年 2 月 18 日付け「大型の企業倒産事案に係る賃金の支払等の確保について」の記の 1 の (1) に準じて、臨検監督等を実施すること。

この場合、事案の具体的内容を把握し、労働基準関係法令に反する事実が認められる場合には、所要の措置を講ずるとともに、事案の内容に応じ、上記①と同様に啓発指導・確認及び説明等を行うこと。ただし、労働契約法や裁判例等の説明に際しては、労働基準監督官の権限行使として行うものとの誤解を生じないように、あらかじめ、使用者に対しこの点について説明を行うこと。

また、事案の内容に応じ、職業安定行政との連携にも配慮すること。

(注) 大量雇用変動届（雇用対策法第 27 条第 1 項）は、事業主都合、解雇、定年等による離職者が一つの事業所において 1 か月以内に 30 人以上生じることとなる場合に公共職業安定所に届出されるものであること。

(注) 再就職援助計画（雇用対策法第 24 条第 1 項）は、事業規模の縮小等に伴う離職者が一つの事業所において 1 か月以内に 30 人以上生じることとなる場合に公共職業安定所に届出されるものであること。

③ 上記①及び②以外の事案（事業主や労働者等からの相談等から大規模な雇用調整が行われると見込まれる事案等）

事案の内容に応じ、上記①又は②に準じて対応すること。

(2) 留意事項

ア 労働者派遣契約の中途解除等の事案への対応

労働者派遣契約の契約期間満了に伴う不更新や契約期間満了前の契約解除等であ

って、派遣労働者が相当数離職することとなる事案についても、平成20年12月10日付け基発第1210009号・職発第1210002号「労働者派遣契約の中途解除等への対応について」で指示されたところによるほか、上記事案に含めて必要な対応を行うこと。

イ 情報管理の徹底

緊急雇用対策本部や監督指導時における事情聴取等により把握した大量離職等に関する情報等については、企業の今後の経営方針に関わる情報であり、これが公知の事実となっていないものも含まれている場合があるので、当該情報の管理に細心の注意を払うこと。

なお、この点については、事業主や労働者等からの相談時に把握した情報についても同様であること。

(3) 報告

連名課長内かん記の4の(4)において指示した報告については、当分の間、次によること。

ア 報告事項

上記(1)の①の事案について、別添様式1により、労働基準部監督課において、職業安定行政の対応状況について提供を受ける等により取りまとめの上、労働基準行政情報システムの電子メール (FAX不可) にて報告すること。

なお、採用内定取消しに係る事案についても、職業安定行政における対応状況を把握し、上記事案に含めて記載するものとする。

イ 報告時期

毎週最終開庁日に、当該週における対応状況を報告すること。

ただし、大企業に係る事案であって、特に社会的に注目を集めている事案については、上記にかかわらず随時報告すること。

2 申告件数の把握

今後においてさらに労働基準監督署への申告・相談の増加が予想されることから、申告新規受理件数の状況を的確に把握するとともに、当分の間、次により報告すること。

ア 報告事項及び方法

別添様式2により、労働基準行政情報システムの電子メール (FAX不可) にて報告すること。

イ 報告時期

毎月の新規受理の状況を、翌月10日までに当課監督係まで報告すること。

大型倒産事案、大量整理解雇等事案に係る状況報告

	局番		
	署番		
	事案番号		
	通し番号		
	事案の概要		
関連事業場	親事業場名		
	雇用調整日	年	月 日
	雇用形態	無期労働契約者	有期労働契約者
	削減対象者数(人)		
	関係事業場名		
	雇用調整日	年	月 日
	雇用形態	無期労働契約者	有期労働契約者
	削減対象者数(人)		
	派遣・請負の別		
	労働基準行政の対応状況	対応日	年
実施日			
局実施			
署実施			
	対応の概要 ① 労働基準関係法令違反の是正指導状況 ② パンフレットの活用による啓発指導 ③ 保全管理人等に対する要請等 企業の回答 ① 人員削減の必要性、② 解雇回避措置、 ③ 選定基準、④ 労働組合との協議・労働者への説明についての状況等		
職業安定行政の対応状況	対応日	年	月 日
	実施日		
	局実施		
	所実施		
	対応の概要 ① 大量雇用変動届提出指導 ② 再就職援助計画提出指導 ③ 助成金の活用等による雇用確保の依頼 ④ 住宅確保要請 ⑤ 派遣元先指針に基づく指導 ⑥ 内定取消しに係る通知の提出、回避等の指導 ⑦ その他 企業の回答		

平成 年 月分 申告新規受理件数報告

年月	総計	うち解雇					うち賃金(休業手当を含む。)不払						
		計	うち企業の経営悪化を原因とされるもの				計	うち企業の経営悪化を原因とされるもの					
			小計	うち派遣労働者	うち期間工	うちパート・アルバイト		うち外国人労働者	小計	うち派遣労働者	うち期間工	うちパート・アルバイト	うち外国人労働者
平成20年1月～11月分			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成20年12月分													
平成21年1月分													
平成21年2月分													
平成21年3月分													
平成21年4月分													
平成21年5月分													
平成21年6月分													
平成21年7月分													
平成21年8月分													
平成21年9月分													
平成21年10月分													
平成21年11月分													
平成21年12月分													

(注1)外国人労働者数は派遣労働者、期間工又はパート・アルバイト数と重複しているため、小計はこれら内訳の合計とは一致しない。

(注2)解雇であり、賃金不払でもある事案については、それぞれに件数を計上すること。